

(補正内容)

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」のうち、「Ⅰ 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価」, 「Ⅱ 特定原子力施設の設計, 設備」, 「Ⅲ 特定原子力施設の保安」ならびに「Ⅵ 実施計画の実施に関する理解促進」のうち, 下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所および内容は以下の通り。

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価

1 全体工程

1.2 5・6号機の工程

- ・共用プールに5・6号機の燃料を搬出する必然性について記載

2 リスク評価

2.2 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価

- ・本項目について記載の適正化

2.3 特定原子力施設における主なリスク

- ・使用済燃料乾式キャスクの落下防止対策について記載
- ・その他記載の適正化

2.4 特定原子力施設の今後のリスク低減対策

- ・リスク評価の適切性確認の視点を踏まえた評価を追記

II 特定原子力施設の設計, 設備

1 設計, 設備について考慮する事項

1.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

- ・本項目について記載の適正化

1.13 緊急時対策

- ・全体構成の見直し
- ・緊急時の避難指示として, 緊急放送が聞こえないエリアでの作業員への避難指示について追記
- ・外部電源喪失時における連絡手段及び緊急復旧用照明の確保について追記

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.3 使用済燃料プール設備

- ・本項目について記載の適正化

2.7 電気系統設備

- ・本項目について記載の適正化, 用語の統一
- ・電源車の使用電圧を明確化
- ・添付資料－6

使用済燃料共用プール設備の負荷について1次系, 2次系及び常用系, 予備系の記載を明確化し, 1次予備系の電源である所内共通D/G(B)

P／Cについて図中に追加するとともに記載を見直し。

2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設

- ・本項目について記載の適正化

2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

- ・耐震評価の記載内容を一部補正

2.18 5・6号機に関する共通事項

- ・原子炉冷却材浄化系循環ポンプの復旧に伴う記載の適正化
- ・各設備の記載内容を備考に反映
- ・消防車の注水能力の説明を追記

2.19 5・6号機 原子炉压力容器

- ・添付資料－1，2 冷却材圧力バウンダリの記載範囲の適正化

2.20 5・6号機 原子炉格納施設

- ・本項目について記載の適正化

2.22 5・6号機 残留熱除去系

- ・本項目について記載の適正化

2.25 5・6号機 原子炉冷却材浄化系

- ・原子炉冷却材浄化系循環ポンプの復旧に伴う記載の適正化

2.26 5・6号機 原子炉建屋常用換気系

- ・本項目について記載の適正化

2.29 5・6号機 非常用ガス処理系

- ・本項目について記載の適正化

2.30 5・6号機 中央制御室換気系

- ・添付資料－1 系統概要図の記載の適正化

2.32 5・6号機 電源系統設備

- ・本項目について記載の適正化

2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

- ・増設工事計画の進捗状況反映に伴う記載の適正化
- ・添付資料－6
構造強度評価について新規記載
- ・その他記載の適正化

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

○福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容の反映

- ・使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に係る規定を追加（第3条，第9条，第12条，第36条，第60条，第61条，第68条，第81条，附則）
- ・多核種除去設備の設置に伴う規定を追加（第3条，第5条，第16条，第40条，附則，添付2）

○記載の適正化（第39条，第81条，附則）

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

○福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容の反映

- ・多核種除去設備の設置に伴う規定を追加（第5条）

○記載の適正化（第9条，第13条，第86条，第87条，第87条の2，第120条，添付2-1）

第3編（保安に係る補足説明）

1 運転管理に係る補足説明

1.2 火災への対応

- ・今後の計画として，火災検知設備・消火設備の復旧または代替措置，重要設備の火災防護対策（危険物との離間距離，延焼防止策等），着火源の低減対策（電気設備の信頼性向上）を検討する計画を記載
- ・危険物貯蔵所における防火対策として，危険物の回収計画，破損車両の回収計画を記載
- ・1～4号機および屋外，5，6号機における初期消火要員の体制（行動）について記載
- ・火災を想定した消火手順書の作成，これに基づく訓練の実施について記載
- ・その他記載の適正化

2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

- ・放射性固体廃棄物等の管理について記載の適正化

2.2 線量評価

○敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量について

- ・今後，各施設からの影響を考慮した敷地境界における最大実効線量評価地点を算出する予定であることを追記
- ・敷地南エリアの第二施設，敷地南西エリアの貯留設備（タンク類），敷地西エリアの多核種除去設備の線量評価条件，評価結果を見直し
- ・瓦礫類および伐採木一時保管エリアの線量評価におけるモデル化の考え

方を追記

- 液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量について
- ・当該項目の記載を削除

VI 実施計画の実施に関する理解促進

- ・章全体について記載の見直し
- ・理解促進に向けて情報提供する相手，内容，方法などを明確化
- ・自治体への通報連絡内容について明確化
- ・現場公開の考え方を明確化
- ・不適合管理の扱いについて追記
- ・継続的に改善活動を行う旨を追記

以 上